

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	石綿排出等作業の作業実施基準等適合命令等
概要	石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者が石綿排出等作業について、作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるときは、作業実施基準若しくは敷地境界基準の遵守又は当該石綿排出等作業の一時停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の11、第111条第4項第16号
処分基準	石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する者が当該建設工事における石綿排出等作業について作業実施基準又は敷地境界基準を遵守していないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	